

## 工事契約事務取扱要領

(平成18年3月24日決裁)

改正 平成18年12月28日決裁  
平成19年4月1日決裁  
平成20年4月1日決裁  
平成20年12月22日決裁  
平成21年3月17日決裁  
平成21年4月1日決裁  
平成22年12月28日決裁  
平成23年3月31日決裁  
平成24年12月21日決裁  
平成26年3月24日決裁  
平成27年1月19日決裁  
平成28年12月21日決裁  
平成30年12月21日決裁  
令和2年12月21日決裁  
令和4年12月22日決裁  
令和5年3月22日決裁  
令和6年12月24日決裁  
令和7年3月31日決裁  
令和7年6月27日決裁

### (趣旨)

第1条 金沢市が発注する工事の契約における入札参加資格の審査及び指名の基準その他当該契約に関する事務の取扱いについては、別に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) 競争入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。
- (3) 告示 令和6年告示第320号（建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）をいう。

### (競争入札に参加する者に必要な資格)

第3条 競争入札に参加させることができる者は、告示第1に定めるところにより、告示及びこの要領に基づく市長の審査により入札参加資格を有すると決定された者とする。

### (入札参加資格の基本的事項等の公示)

第4条 金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項に規定する入札参加資格の基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等についての公示は、市公報及びインターネットにより行うものとする。

### (入札参加資格の審査に係る申請ができる者)

第5条 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、告示第2に定めるところによる。

### (入札参加資格の審査の項目)

第6条 入札参加資格の審査の項目は、告示第3の2及び3に定めるところによる。この場合において、同第3の1に規定する客観的事項に係る項目は経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に、同1に規定する主観的事項に係る次の表の左欄に掲げる項目

はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

工事成績評点	告示第4の4の(2)に規定する主観的事項の審査に係る審査基準日（以下「主観的事項審査基準日」という。）から過去4年間に金沢市から評価を受けた業種ごとの成績評点の平均
指名停止状況	主観的事項審査基準日から過去2年間に指名停止を受けた期間を合計した期間
優良建設工事の表彰実績	主観的事項審査基準日から過去2年間に優良建設工事の表彰を受けた業種の実績
I S O、エコアクション21の取得状況	主観的事項審査基準日における取得状況
金沢市との防災協定締結の状況	主観的事項審査基準日における協定締結状況
かなざわ災害時等協力事業所の登録状況	主観的事項審査基準日におけるかなざわ災害時等協力事業所登録制度要綱に基づく登録状況
金沢市除排雪委託契約締結の状況	主観的事項審査基準日における契約締結状況
次世代育成支援一般事業主行動計画の届出状況	主観的事項審査基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況（主観的事項審査基準日が届出日から行動計画期間の終了日までの間にあること）
次世代育成支援基準適合一般事業主の認定状況	主観的事項審査基準日における次世代育成支援対策推進法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況
女性活躍推進一般事業主行動計画の届出状況	主観的事項審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況（主観的事項審査基準日が届出日から行動計画期間の終了日までの間にあること）
女性活躍推進基準適合一般事業主の認定状況	主観的事項審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に規定する基準適合一般事業主認定状況
障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者の雇用状況	主観的事項審査基準日における障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者雇用率に相当する人数を超えて常時雇用していること
金沢市消防団協力事業所の認定状況	主観的事項審査基準日における金沢市消防団協力事業所表示証の交付等に関する要綱に基づく認定状況
保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況	主観的事項審査基準日における保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況
建設キャリアアップシステムの事業者としての登録状況	主観的事項審査基準日における建設キャリアアップシステムの事業者としての登録状況

（入札参加資格の審査の項目の付与数値）

第7条 前条に規定する入札参加資格の審査の項目（同条の表に掲げる項目に限る。）から得た実数に対応する付与数値は、別表第1に定める数値とする。

（等級の格付）

第8条 市長は、入札参加資格を得ようとする者（以下「入札参加資格申請者」という。）ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値及び前条に規定する付与

数値を合計し、その合計により、別表第2の中欄に定める総合審査数値の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に定める等級に格付を業種ごとに行うものとする。この場合において、本市内に建設業法第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有しない者については、別表第1の1から12までに定める付与数値は、その合計に含めないものとする。

(入札参加資格の審査の特例)

第9条 市長は、前条の規定により格付を行おうとする場合において、当該入札参加資格申請者の営業経歴、営業成績、信用度その他添付資料の内容等を考慮し、特に必要があると認めるときは、1級上位又は1級下位の等級に格付を行うことができる。

2 市長は、前条の規定により格付を行おうとする場合において、当該入札参加資格申請者が新規に営業を開始した者又は休業していた者で、完成工事高が告示第4の4の(1)に規定する客観的事項の審査に係る審査基準日の直前2年の各営業年度のいずれかにないものであるときは、第6条の規定にかかるわらず自己資本額、職員数及び技術職員数その他必要があると認める事項について審査し、最下位の等級に格付を行うものとする。

(有資格者名簿の作成等)

第10条 前2条の規定により等級の格付を行ったときは、競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成し、当該格付を行った入札参加資格申請者を有資格者名簿に登載するものとする。

2 有資格者名簿に登載した者について第13条第2項の規定により等級の格付を変更したときは、当該登載した者に係る有資格者名簿の登載事項を変更するものとする。  
3 有資格者名簿に登載した者について告示第6の規定により入札参加資格の取消しをしたときは、直ちに当該登載した者を有資格者名簿から抹消するものとする。

(入札参加資格の審査の申請等)

第11条 告示第4の1から3までの規定による入札参加資格の審査の申請は、入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 申請書の添付書類は、告示第4の5に定めるところによる。

(入札参加資格の決定)

第12条 告示第5の規定による入札参加資格の決定の通知は、入札参加資格決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 告示第2の1の(1)から(7)及び2に掲げる要件のいずれかに該当しないことにより入札参加資格を付与することができない入札参加資格申請者については、入札参加資格審査の結果について（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。  
3 告示第5の規定により、入札参加資格の有効期間は、2会計年度とする。ただし、次の2会計年度に係る申請書を告示第4の1に規定する期間に提出した者については、当該申請に対する前2項の規定による通知がある日までの間に限り、従前の入札参加資格を引き続き有するものとする。  
4 告示第5の2に規定する市長が別に定める期間は、前項に規定する入札参加資格の有効期間の残存期間（同項ただし書の規定により従前の入札参加資格を引き続き有するものとされる期間を含む。）とする。

(申請書の記載事項の変更)

第13条 入札参加資格申請者は、申請書を提出した後、当該申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに入札参加資格申請内容変更届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による届出書の提出が入札参加資格の決定の後であり、かつ、当該記載事項の変更が第8条の規定により行った等級の格付に著しく影響を及ぼすと認めるときは、当該等級の格付を変更することができる。

3 前項の規定により等級の格付の変更をしたときは、入札参加資格変更通知書（様式第5号）によりその旨を当該届出書を提出した者に通知するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第14条 入札参加資格の取消しについては、告示第6に定めるところによる。

2 告示第6の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消決定通知書（様式第6号）によりその旨を直ちに当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

（指名競争入札における指名基準）

第15条 指名競争入札において入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を指名しようとする場合は、有資格者名簿に登載した者のうち、別表第2の1から5までに掲げる業種ごとに当該1から5までの表にそれぞれ定める業種の設計金額の範囲に応じた等級を有する者の中から、次に掲げる事項を考慮して入札参加者を指名しなければならない。ただし、必要があると認めるとときは、直近上位又は下位の等級に属する者の中から指名することができる。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事の施工について技術的適性
- (7) 市税納付の有無
- (8) 当該工事に対する法令の規定による許可の有無
- (9) 落札して契約を締結しなかった事実の有無
- (10) 申請書及び添付書類に関する虚偽の事実記載の有無
- (11) 安全管理及び労働福祉の状況
- (12) 特定建設業の許可の有無

2 前項各号に掲げる事項の運用基準については、別表第4に定めるとおりとする。

3 前2項の規定によるもののほか、当該工事の設計金額に応じて格付する等級の下位2等級に属する者で工事成績等が特に優秀なものについては、これを指名することができる。

4 第1項ただし書き及び前項の規定により指名する者の数は、その指名競争入札において指名する者の数の半数を超えてはならない。

5 前各項の規定にかかわらず、専門工事、特殊工事、その他工事の施工上止むを得ないもので市長が特に必要と認めるときは、等級にかかわらず資格を有する者の中から指名することができる。

（指名の特例）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、有資格者名簿によらないで指名することができる。

- (1) 当該工事について、有資格者名簿に登載した者がいないとき又は有資格者名簿に登載した者が少数で適正な入札を確保するために指名する者の数を多くする必要があるとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めるとき。

（入札参加者の数）

第17条 前2条の規定に基づき入札参加者を指名しようとするときは、別表第5に定める数の者を指名するものとする。

（公募型指名競争入札）

第18条 市長は特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより公募型指名競争入札（金沢市契約規則第53条第2号に規定する公募型指名競争入札をいう。）を実施することができる。

（随意契約に係る見積書を徴する者の数）

第19条 随意契約による場合において、契約の相手方を選定しようとするときは、有資格者名簿に

登載した者の中から選定しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による選定をする場合において、金沢市契約規則第24条第1項の規定により見積書を徴しようとするときは、別表第6に定める数の者を選定するものとする。
- 3 前項の規定により選定した者から徴した見積書の見積金額が金沢市契約規則第23条の規定による予定価格に比して著しく低い場合は、その者を契約の相手方としないことがある。  
(別に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)

第20条 市長が別に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等は、別に定める。  
(指名停止の基準)

第21条 指名停止の基準は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（昭和56年1月12日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

#### 附 則（平成18年12月28日決裁）

- 1 この要領は、平成19年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。ただし、別表第5の改正規定は、同年1月1日以後に入札に参加する者を指名する指名競争入札について適用し、同日前に入札に参加する者を指名した指名競争入札については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

#### 附 則（平成19年4月1日決裁）

この要領は、平成19年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成20年4月1日決裁）

この要領は、平成20年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成20年12月22日決裁）

- 1 この要領は、平成21年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

#### 附 則（平成21年3月17日決裁）

この要領は、平成21年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成21年4月1日決裁）

この要領は、平成21年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成22年12月28日決裁）

- 1 この要領は、平成23年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

#### 附 則（平成23年3月31日決裁）

この要領は、平成23年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月21日決裁）

- 1 この要領は、平成25年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（平成26年3月24日決裁）

この要領は、平成26年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月19日決裁）

- 1 この要領は、平成27年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（平成28年12月21日決裁）

- 1 この要領は、平成29年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（平成30年12月21日決裁）

- 1 この要領は、平成31年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（令和2年12月21日決裁）

- 1 この要領は、令和3年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（令和4年12月22日決裁）

- 1 この要領は、令和5年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（令和5年3月22日決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日決裁）

- 1 この要領は、令和7年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 2 改正前の工事契約事務取扱要領（平成18年3月24日決裁）の規定により決定の通知を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月27日決裁）

この要領は、令和7年7月1日以後に見積を徴する契約について適用し、同日前に見積を徴した契約については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

1 工事成績評点

評 点 (過去4年間の平均)	審査付与数値
80点以上	50
75点以上	30
73点以上	15
70点以上	5
65点以上	0
62点以上	-20
60点以上	-30
60点未満	-50
受注工事なし	0

共同企業体の構成員としての施工実績も含む。

2 優良建設工事の表彰実績

表彰実績 (過去2年間の実績)	審査付与数値
有り	20
無し	0

共同企業体の構成員としての受賞実績も含む。

3 ISO9000の取得状況

ISO9000	審査付与数値
有り	10
無し	0

4 ISO14000等の取得状況

ISO14000	審査付与数値
有り	10
無し	0

エコアクション21	審査付与数値
有り	5
無し	0

ただし、ISO14000の取得者は、エコアクション21を取得していても数値を付与しない。

5 次世代育成支援一般事業主行動計画の届出状況及び基準適合一般事業主認定状況

一般事業主行動計画の届出	審査付与数値
有り	5
無し	0

ただし、労働者49人以下の企業に限り付与。

基準適合一般事業主認定	審査付与数値
有り	15
無し	0

ただし、基準適合一般事業主の認定者は、一般事業主行動計画の届出をしていても数値を付与しない。

## 6 女性活躍推進一般事業主行動計画の届出状況及び基準適合一般事業主認定状況

一般事業主行動計画の届出	審査付与数値
有り	5
無し	0

ただし、労働者100人以下の企業に限り付与。

基準適合一般事業主認定	審査付与数値
有り	15
無し	0

ただし、基準適合一般事業主の認定者は、一般事業主行動計画の届出をしていても数値を付与しない。

## 7 障害者の雇用状況

障害者の雇用	審査付与数値
有り	10
無し	0

ただし、法定雇用率に相当する人数を超えて常時雇用しているものに限り数値を付与する。

## 8 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況

保護観察対象者等の協力雇用主としての登録	審査付与数値
有り	5
無し	0

## 9 金沢市との防災協定締結状況

防災協定締結	審査付与数値
有り	10
無し	0

## 10 金沢市除排雪委託契約締結の有無

委託契約締結	審査付与数値
有り	15
無し	0

## 11 かなざわ災害時等協力事業所の登録状況

かなざわ災害時等協力事業所登録	審査付与数値
有り	5
無し	0

## 12 金沢市消防団協力事業所の認定状況

金沢市消防団協力事業所の認定	審査付与数値
有り	5
無し	0

## 13 建設キャリアアップシステムの事業者としての登録状況

建設キャリアアップシステムの事業者としての登録状況	審査付与数値
有り	5
無し	0

## 14 指名停止状況

指名停止期間 (過去2年間の通算)	審査付与数値
3箇月未満	-10
3箇月以上	-20
6箇月以上	-30
12箇月以上	-50

共同企業体の構成員としての措置実績も含む。

別表第2(第8条、第15条関係)

1 土木一式工事

等級	総合審査数値	設 計 金 額		備 考
		土木工事	下水道管渠築造工事	
A	880点以上	3,000万円以上	3,000万円以上	工事規模、技術的特性、総合審査数値等について勘案する。
B	740点以上 880点未満	1,500万円以上 3,000万円未満	1,500万円以上 3,000万円未満	
C	550点以上 740点未満	500万円以上 1,500万円未満	1,500万円未満	下位等級の金額であっても地域性を勘案する。
D	550点未満	500万円未満		

(注)土木一式工事の種類……とび・土工工事、しゅんせつ工事、鋼構造物工事、水道施設工事、清掃施設工事、解体工事業

2 舗装工事

等級	総合審査数値	設 計 金 額	備 考
A	900点以上	1,000万円以上	工事規模、技術的特性、総合審査数値等について勘案する。
B	700点以上 900点未満	300万円以上 1,000万円未満	
C	550点以上 700点未満	200万円以上 300万円未満	下位等級の金額であっても地域性を勘案する。
D	550点未満	200万円未満	

3 建築一式工事

等級	総合審査数値	設 計 金 額		備 考
		一般建築工事	耐震補強工事	
A	830点以上	5,000万円以上	2,500万円以上	工事規模、技術的特性、総合審査数値等について勘案する。
B	700点以上 830点未満	2,000万円以上 5,000万円未満	2,500万円未満	
C	520点以上 700点未満	500万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	下位等級の金額であっても地域性を勘案する。
D	520点未満	500万円未満		

4 電気工事および管工事

等級	総合審査数値	設 計 金 額	備 考
A	780点以上	2,000万円以上	工事規模、技術的特性、総合審査数値等について勘案する。
B	680点以上 780点未満	1,000万円以上 2,000万円未満	
C	550点以上 680点未満	300万円以上 1,000万円未満	下位等級の金額であっても地域性を勘案する。
D	550点未満	300万円未満	

5 造園工事

等級	総合審査数値	設 計 金 額	備 考
A	780点以上	800万円以上	工事規模、技術的特性、総合審査数値等について勘案する。
B	670点以上 780点未満	300万円以上 800万円未満	
C	500点以上 670点未満	200万円以上 300万円未満	下位等級の金額であっても地域性を勘案する。
D	500点未満	200万円未満	

6 その他の工事(1、2、3、4及び5以外の専門工事)

等級	総合審査数値	設 計 金 額	備 考
A	680点以上	900万円以上	工事規模、技術的特性、総合審査数値等について勘案する。
B	600点以上 680点未満	400万円以上 900万円未満	
C	500点以上 600点未満	200万円以上 400万円未満	下位等級の金額であっても地域性を勘案する。
D	500点未満	200万円未満	

別表第4（第15条関係）

運用基準については次のとおりとする。ただし、特に判断を要する事項については、金沢市入札契約手続審査委員会で審議のうえ決定する。

指名基準	運用基準
(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無その他信用状況	<p>次の事項に該当する場合は指名しないものとする。</p> <p>ア 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>イ 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>(ア) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(イ) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>ウ 一括下請を行ったことが明確であること。</p> <p>エ 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適切であると認められること。</p> <p>オ 会社更生法に基づく会社更正手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ指名競争参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定であると認められること。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
(2) 工事成績	<p>次の事項に該当する場合は、当該年度の指名回数に反映するものとする。</p> <p>ア 金沢市工事検査成績の評点要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）が一つの工事において75点以上であり、かつ、すべての工事において70点未満の工事成績がないこと、又は金沢市優良建設工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は指名回数を増加する。</p> <p>イ 一つの工事成績が65点未満である場合は指名回数を減ずる。</p>
(3) 技術者の状況	<p>ア 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p> <p>イ 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。</p>
(4) 手持ち工事の状況	手持工事の件数、工事現場従業員の保有状況等からみて当該工事を施工する能力があると認められること。
(5) 当該工事に対する地理的条件	主たる営業所の所在地が当該工事場所に近接し、かつ、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実、円滑に実施できる体制が確保できると認められること。
(6) 当該工事施工についての技術的適性	<p>ア 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>イ 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>ウ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>
(7) 審査基準日以降における市税納付の有無	市税を滞納しているときは、指名しないものとする。
(8) 当該工事に対する法令の規定による許可の有無	建設業法第3条の規定及びその他関係法令の規定による許可が無い場合は、指名しないものとする。
(9) 審査基準日以降において落札して契約をしなかった事実の有無	審査基準日以降において落札して契約を締結しなかった事実があった場合は、指名を制限するものとする。
(10) 申請書及び添付書類に関する虚偽の事実記載の有無	申請書及び添付書類に関する虚偽の事実記載が判明した場合は、指名しないものとする。
(11) 審査基準日以降における安全管理の状況及び労働福祉の状況	<p>ア 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。</p> <p>イ 賃金不払いに関する労働基準監督署からの通報が市長に対してあり、当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。</p>
(12) 特定建設業の許可の取得の有無	請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあっては、特定建設業の許可を有しない者は指名しないものとする。

別表第5（第17条関係）

設 計	金 額	指名する者の数
200万円を超え	300万円以下	概ね 8人
300万円を超え	500万円以下	概ね 10人
500万円を超え	1,000万円以下	概ね 12人
1,000万円を超え	3,000万円以下	概ね 15人
3,000万円を超え	5,000万円以下	概ね 17人
5,000万円を超える		概ね 20人

別表第6（第19条関係）

設 計	金 額	選定する者の数
80万円以下		1 人
80万円を超え	200万円以下	2 人

## 入札参加資格審査申請書

(宛先) 金沢市長

申請者	主たる営業所の所在地	〒	—
	フリガナ		
	商号又は名称		
	代表者職		
	代表者氏名		
	連絡先T E L	( )	—
	連絡先F A X	( )	—
	e-mail		

令和 年 月 日

市内市外区分	<input type="checkbox"/> 市内 / <input type="checkbox"/> 市外
提出状況	<input type="checkbox"/> 更新 / <input type="checkbox"/> 新規

申請書作成者	
区分	
会社名	
担当者名	
TEL	
e-mail	

下記の事項について誓約及び同意したうえで、令和7・8年度における金沢市の建設工事に係る入札参加資格者の資格を得たいので関係書類を添えて申請します。

## 記

## (誓約)

この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

入札参加資格を有すると決定された場合は、下記事項を遵守し、誠実に取引を行うことを誓約します。

取引に当たり、下記の事項に違反したときは、入札参加資格の取消し等があっても異議はありません。

- 1 入札において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- 2 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- 3 他の業者の契約履行に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- 4 以上のほか、金沢市契約規則及び関係法令に違反しないこと。
- 5 その他契約については、金沢市契約担当職員の指示に従うこと。

## (主たる営業所に関する誓約) ※金沢市内本店業者のみ

建設業法などの法令に則り、上記の事項を全て満たす主たる営業所を金沢市内に有することを誓約します。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた主たる営業所である。
- 2 建設業に関するすべての営業所を統轄し指導監督する営業所である。
- 3 建設業の営業を行うための専用のスペース（居住空間と併設されている場合は、明確に区切られ独立していること。）を有し、常時、契約の締結に係る実態的な行為を行うことができる状態にある。  
また、建設業法第40条の3の規定による帳簿を備え付けている。（単なる取次場所となっていない。）
- 4 電話、机、事務機器、什器備品等を備えている。また、看板等の表示が外観上確認できる。
- 5 電話・郵便・F A X等が確実に届く状態である。

（電話やF A Xが常に転送状態になっていないか。郵便物が転送されていない。）

附記：上記事項について、実態調査を行うことがあります。

## (市税課税状況及び滞納状況有無調査への同意)

下記のために、市税課税状況及び滞納有無の調査をされることに同意します。

- 1 金沢市入札参加資格審査
- 2 有資格者登録期間中における課税状況及び納税状況調査

委任代理人	所在地	〒	—
	支店・営業所名		
	役職		
	氏名		
	連絡先T E L	( )	—
	連絡先F A X	( )	—
	e-mail		
	※委任代理人を選定する場合は、委任状を提出してください。 （行政書士への委任は、該当しません。）		

※以下の欄は記入しないでください。

受付年月日	登録番号

審査

経・社・許・税・営・暴・役・輦・誣・添・ザ

## 総合審査数値に関する調査

●主觀的事項に関する全業種共通項目（市内業者のみ）

項目	加点の有無	添付
品質管理		
環境保全活動		
次世代育成支援		
女性活躍推進		
障害者雇用		

項目	加点の有無	添付
保護観察協力雇用主		
防災協定		
除雪登録		
災害時等協力事業所		
消防団協力事業所		
建設キャリアアップシステム		
指名停止期間		

合計 -

#### ●客観点及び総合審査数値の計算（全業者）

許可種別	許可番号	経審審査基準日	営業年数

## 様式第1号(第11条関係)

その2

## ・ 年度 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）

年 月 日

(あて先) 金沢市長

## 共同企業体の名称

共同企業体代表者の  
主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

共同企業体構成員の  
主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

共同企業体構成員の  
主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

このたび建設工事の請負について、連帶責任により共同施工をするため、○○○○を代表者とする○○・○○・○○経常建設共同企業体を結成し、貴市の発注に係る建設工事の競争入札に参加したいので、別紙協定書を添えて競争入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載されている全ての事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## ①共同企業体構成員

許可番号	許可年月日	商号又は名称	許可を受けている建設業

## ②希望する工事

工事

## ③共同企業体経営規模等表

審査項目	建設業者名	代表者	構成員		計又は平均
			千円	千円	
直前2年の平均完成工事高			千円	千円	千円
うち申請業種の平均完成工事高			千円	千円	千円
自己資本額			千円	千円	千円
職員の数		人	人	人	人
希望工事業種に係る技術職員数	1級	人	人	人	人
	2級	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人
経営状況分析評点	Y	点	点	点	点
その他の審査項目（社会性等）評点	W	点	点	点	点

※ 構成員が3者以上の場合には、必要な欄を設けること。

※ 「③共同企業体経営規模等表」の「計又は平均」は、「直前2年の平均完成工事高」「自己資本額」「職員の数」及び「希望工事業種に係る技術職員数」はそれぞれの和とし、「経営状況分析評点（Y）」及び「その他の審査項目（社会性等）評点（W）」は平均値（小数点未満四捨五入）とすること。

様式第2号(第12条関係)

年 月 日  
( 年 )

様

金沢市長

入札参加資格決定通知書

- 年度入札参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録の有効期限 年 月 日

3 等級及び業種

等級	業種	客観点数	主観点数	総合点数

貴社の連絡先FAX番号

様式第3号(第12条関係)

( 年 月 日  
年 )

様

金沢市長

入札参加資格審査の結果について

年 月 日付で申請のあった入札参加資格審査申請書を審査したところ、資格がないと決定したので通知します。

様式第4号（第13条関係）

## 入札参加資格申請内容変更届出書

年　月　日

(　年)

(宛先) 金沢市長

申 請 者	住 所	〒 一
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	

区	分
工事	<input type="checkbox"/>
物品	<input type="checkbox"/>
役務	<input type="checkbox"/> 測量・建設コンサル
	<input type="checkbox"/> 建物管理
	<input type="checkbox"/> 樹木等管理
	<input type="checkbox"/> 賃貸借・その他委託

金沢市に提出した入札参加資格審査申請書について、下記のとおり記載内容に一部変更がありましたので、必要書類を添えて届出します。

### 記

変更内容	変更前	変更後	変更年月日	添付書類
<input type="checkbox"/> 商号又は名称				<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（写） <input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 所在地				
<input type="checkbox"/> 代表者				
<input type="checkbox"/> 電話番号				
<input type="checkbox"/> FAX番号				
<input type="checkbox"/> 受任者支店・営業所名				<input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 受任者所在地				
<input type="checkbox"/> 受任者職・氏名				
<input type="checkbox"/> 受任者電話番号				
<input type="checkbox"/> 受任者FAX番号				
<input type="checkbox"/> 審査事項	別紙のとおり			<input type="checkbox"/> 審査事項変更内容
<input type="checkbox"/> 登録業種	<input type="checkbox"/> 追加業種名 :     			<input type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 許可証明書（写） <input type="checkbox"/> 総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書（写） <input type="checkbox"/> 営業所一覧  <input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> 営業品目調書 <input type="checkbox"/> 納入実績調書  <input type="checkbox"/> 役務 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 廃止業種名 :     			
<input type="checkbox"/> 登録廃止	理由 :     			
<input type="checkbox"/> その他				

様式第5号(第13条関係)

( 年 月 日  
年 )

様

金沢市長

入札参加資格変更通知書

- 年度入札参加資格申請内容変更届出書の提出がありましたので、資格審査の結果、  
下記の等級に変更になります。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録の有効期限 年 月 日

3 等級及び業種

等級	業種	客観点数	主観点数	総合点数

様式第6号(第14条関係)

( 年 月 日  
年 )

様

金沢市長

入札参加資格取消決定通知書

工事契約事務取扱要領第14条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

(根拠法令)

記

資格取消日 年 月 日